

# 平成24年度水源林造成事業評価技術検討会議事速記録

1 日 時：平成25年 2月25日（月） 13:00～16:00

2 場 所：農林水産省 共用第4会議室

## 3 出席者：

委員

日本大学 生物資源科学部 教授

井上 公基

信州大学 農学部 教授

植木 達人

岩手大学 農学部 教授

岡田 秀二

特定非営利活動法人 森林をつくろう 理事長

佐藤 和歌子

林野庁

整備課長

肥後 賢輔

独立行政法人森林総合研究所

森林業務担当理事

青木 庸三

総括審議役

安藤 伸博

## 4 議 事：

### 【事務局】

それでは只今より、平成24年度水源林造成事業評価技術検討会を開催いたします。

まず、検討会を開催するにあたりまして、林野庁の肥後整備課長よりご挨拶いただきます。

### 【林野庁】

本日はお忙しい中ありがとうございます。冒頭にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。今年は雪が大変多く降りまして、東京も気温が随分低くて、2、3日前からニュースを見てますと、東北の方は雪が降り続いて大変なようです。実は私も森林官の時は酸ヶ湯が管内にありまして、酸ヶ湯温泉の道はあんな状況になっていて大変だなと。これ以上降らないようにと思っております。

政権が変わって、かなり予算を巡る状況ですとか、変わってきています。その中で、今日審査をいただく水源林造成事業については、これは一貫して、所有者の力では難しい、奥地水源林の保全という観点で、これからも、ますます頑張っていかなければいけないということで、今後の事業に向けての審査を進めていくということになりました。いずれにしても水源林造成事業の重要性は変わりはないと思っておりますので、いろん

場で事業の大切さ、役割を主張し続けていかなければならないと思っています。

それでは、先生方からの忌憚のないご意見を頂きまして、よりよい方向へと水源林造成事業をもっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 【事務局】

それでは事務局より、委員の皆様をご紹介します。日本大学生物資源科学教授、井上先生。岩手大学農学部教授、岡田先生。信州大学農学部教授、植木先生。林野庁より肥後整備課長。独立行政法人森林総合研究所、青木森林業務担当理事。安藤総括審議役。林野庁石橋企画官です。本日司会をさせていただきます、飯島です。よろしく願いいたします。

また、本日、佐藤委員は若干遅れております。また、深町委員は欠席です。

それでは始めさせていただきます。お手元の配布資料一覧で、資料1～7とあります。

今回は新委員による開催になりますので、議事に入る前に座長を選出したいと思えます。どなたかご意見ありませんか。

「一任」の声

“一任”ということですので、井上先生いかがでしょうか。

「異議なし」の声

それでは“異議なし”ということなので、座長には井上先生にお願いしたいと思えます。井上委員におかれましては、議事の進行をお願いします。それでは、座長席にお移り下さい。

#### 【座長】

不慣れですが、よろしく申し上げます。本日のスケジュールについて事務局より申し上げます。

#### 【事務局】

本日の予定につきまして、ご説明させていただきます。まず、情報提供としまして、資料5で水源林造成事業を巡る諸情勢についてご説明させていただきます。次に評価の本題に入ります。期中評価における意見を聴取します。本年度、期中評価の対象となります、期中の評価対象地、期中評価個表（案）、費用対効果分析事例、便益集計表、これまでの期中の評価を踏まえた対応等につきまして、ご説明させていただきます、委員の皆様よりご意見を頂きます。こちらにつきましては、資料6を用いて行います。その後休憩を挟み、事前評価に移ります。事前評価対象地、対象地の事例、費用対効果分析事例、便益集計表について説明させていただきます、委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思います。こちらにつきましては資料7で説明させていただきます。本日の予定につきましては以上です。

**【座 長】**

本日の予定につきまして、事務局より説明がありましたが、このような形で進めてよろしいでしょうか。それでは只今の流れに沿って進めてまいります。

では、水源林造成事業の諸情勢について、事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

(「資料5 水源林造成事業を巡る諸情勢について」を説明)

**【座 長】**

只今、補正予算と平成25年度の新予算について説明がありましたが、御質問等ありましたら、ご発言頂きたいと思います。

**【委 員】**

森林整備事業の公的主体による間伐、条件不利地域という言葉が出てきますが、これは具体的にはどこに出ているんですか。

**【事務局】**

どこに出ているかというのは、森林整備事業の実施要領上です。環境林整備事業ということで、広葉樹ですとか、里山を造る、そういう事業が中心なのですが、そこに公的整備事業というのを一つ、追加して、奥地ですとか、路網が計画されていないとか、そういう条件不利で、所有者の自助努力では手立て出来ないという森林について、市町村長と所有者が協定を結びます。それに基づいて、間伐とか下刈などの森林施業をする場合は、市町村が実施主体となるので所有者は自己負担分を持ち出さなくて、森林を整備できる。そういう形で事業を進めることとしています。

**【委 員】**

具体的に森林整備ができない、できていない、というあやふやな所と傾斜だとか、例えば、既存林道から距離がどのくらいあるとか、それは明確に出てるんですか。ないしは、市町村が決めるんですか。

**【事務局】**

都道府県は自県内の実施要領を作成します。さらに市町村は自ら補助事業の実施主体となりますので、国としては、いわゆる所有者の自助努力ではできないという大枠のところを示して、具体的な要件は都道府県、市町村が決めていくこととなります。

**【委 員】**

補正予算の額として50億円ですよ。単価はどのくらいになるんですか。要するに面

積はどのくらいあるのか。どこに具体的に張り付けていくのかというのを。所有者は負担がなくても県と市町村は負担があると現実的には補正でできるのかな。

**【事務局】**

補正予算では地方負担分は全部、地方財政措置がなされますので、そこは都道府県、市町村の負担は気にせずできる形となっています。

**【委員】**

それで地方財政措置の一環だと書いてあるんですね。

**【事務局】**

面積規模ですが、第二約束期間に入り、毎年52万haの間伐が必要となりますが、森林・林業再生プランで対応できるエリアから外れるエリアでは、これからも森林所有者の自助努力では間伐がきないだろうと。そうすると森林吸収量の最大値3.5%を確保するために、不足面積というのが出てくるので、その分を公的整備事業で見えていくというのが基本的な考えです。

**【座長】**

他に御質問等ありませんか。関連してでもかまいません。

**【委員】**

補正予算のところの7ページで地域協議会というのが新しくできていますが、加速化事業で作らせているものではない、新しいものを作りなさいということですか。これは補正予算だから、いついつまでに作りなさい、という指導文章を出しているんですか。

**【事務局】**

木材利用ポイントについては、制度を実際にどのように運用していくのか検討中でして、少し時間がかかっている状況です。

**【座長】**

どうでしょうか。人材育成、金融対策。放射性物質の対策は入ってますけれども。よろしいでしょうか。

それでは次に本年度の期中の評価につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

(「資料6-1 期中の評価対象地一覧」、「資料6-2 事業実施地区別資料」、「資料6

－ 3 費用対効果分析事例・便益集計表」、「資料 6－4 これまでの期中の評価を踏まえた対応」について説明)

【座 長】

只今の説明でご質問、意見等ありましたらお願いいたします。

【委 員】

針広混交林にするということですが、針広混交林にする場合としない場合では費用的にはどのくらい変わってきますか。

【事務局】

現地の広葉樹植生を残す場合は、その部分にスギを植える経費を抑えられるので、費用的には安くなると言えます。

【委 員】

初歩的な質問で申し訳ないんですが、費用対効果B/Cというのは1を超えないことは今まであったんですか。大きな数が並んでいて、低くなることはあるのかと思ったんですけど。やはりそれだけ、どこもある程度、地域に還元できているという証なんですか。

【事務局】

これまでB/Cが1未満というのは出てきたことはないです。

【委 員】

わかりました。ありがとうございます。

【委 員】

費用対効果でB/Cが1以上ということはいいいんですが、10年から30年、50年と、林分が成長することによって、若い時期にはけっこう育林費用がかかるんですね。森林が生長していくことによって、その機能というのは変わっていくと言われてる。要するに森林の生長と共に土壌の改善だとか、あるいは様々な複層林化とか。そうするならば、機能は高くなっていくし、費用は下がっていくということならば、B/Cは林齢が高くなればなるほど、上がっていくと思うんですけど、意外とそうになってないんですが、これをちょっと教えて下さい。

【事務局】

端的に言うと、コストの方は林齢が上がると期中評価の対象期間が延びて、社会割引率4%がどんどんかかってくるので、林齢が上がるほどコストが高くなる傾向になるんで

す。そのため、林齢が上がっても、B/Cがそれほど上がらないということになっています。

**【委員】**

それが実態を反映しているのかと。普通に考えれば林齢が上がると普機能が高まってくるので、もう少し実態にふさわしい数値になってもよさそうな気がするんですけど。この計算が4%をかけながらやっているようですが、この方法は統一的にやっているという話で、それが現実の評価、費用対効果をうまく反映していないのであれば、できるだけ現実に即すような形での計算方法にしてもいいんじゃないかと思うんです。国民に訴える場合には、これだけ効果が高いんですよとした方がいいと思うんですけど。意見ですけども。

**【座長】**

長い目で見ると、少しずつ上がるという数値的な予想部分というのはどうなんですか。

**【事務局】**

便益を計算するやり方は、森林の整備期間を標準伐期齢の40年に置いて、整備期間の間に徐々に便益が上がるようになって、それが上がりきったら、あとは同じ一定の便益という形になっています。確かに整備期間は徐々に便益が上がって行って、その後はずっと満度の効果を発揮するという考え方なのですが、社会的割引率4%の適用により、計算をしてみると、言われる状況になっているというのが実際のところですよ。

**【委員】**

難しい所ですけどね。そもそも「効果って何？」っていった場合に、非常に測りにくい治山・治水の効果測定という問題があるんですね。そこをできるだけ国民が納得いくような、あるいは、これだけ施業することによって効果が上がるんだということをやうまくやって欲しいなど。これは要望です。これだけ頑張ってるわけですから。

**【座長】**

計算の仕方によってはもっと便益が上がるような。当然正しい評価もできるものもあるということになれば、そういうことも検討していただくことも重要なと思いますよね。

**【委員】**

現実にはマニュアルに従ってやらなければならないので、現実的ではないですね。相場の構えとサイエンスをもってやらないことにはひっくり返らない。

ちょっと私、気になっているのが今年度数値を出す時の木材生産便益、具体的には木材価格は樹種毎に「これでやりました」というのはないんですか。どの数値でやりましたか。

**【事務局】**

資料中には数値を入れてはいませんが、樹種別に、山元立木価格の直近、平成24年3月現在版の山元立木価格を使用しております。

**【委員】**

では、このデータは何を使ったんですか？立木価だから不動産研究所のもの？

**【事務局】**

はい。不動産分研究所の山元立木価格。平成24年度3月版です。

**【委員】**

木材価格はまだ下がっているから、大変気になって、具体的な数値を知りたかった。

**【事務局】**

ちなみに資料6-3、19ページに個別の便益ごとの計算結果を示してますが、@のところの木材市場価格にすぎ、2,951円、この価格です。ここでは一例しか示していないので、これは九頭竜川広域流域の都道府県の平均価格を用いていますが、それ以外の流域のものはお手元のCDの中に全て入っています。

**【事務局】**

24年3月末の時点ですので、24年の4月以降、ヒノキを中心に価格が下がりましたので、さらにこの便益が下がっている可能性は直近で見るとあると思います。

**【委員】**

それがすごい気になって。林野マニュアルの中で水源林造成事業に対する便益の評価項目は他の民有林整備に比べ少なくなっていて、極めてきついですよね。民有林整備と同様に便益の項目を全部でカウントしてくれれば、もっと効果が出ると思うけど、水源林造成事業はそうはなっていないので。マニュアル上、決められてしまっているんです。そこが辛いところです。なんとか1を越えているから、いいのですが、当然心配になる。

私が一番気になるのは、最終的な調書の個表のところに出てくる、関連事業整備です。これは、林野マニュアル上は「水関連施設について書きなさい」と書いてあるから、これでよいかどうか。

【事務局】

水源林造成事業が関係する各地域の事業について、より幅の広い視点で関連事業という形で整理したという形にしています。

【委員】

私もお話し伺って、同意するんですが、関連事業とは森林整備や利水施設の整備状況の記載でよいかどうかという話です。

【事務局】

利水の効果としては、水源涵養便益をきちんと出しているところです。

【委員】

これ自体が運用だったですね。それならそれなりに、所管課でしっかりもんでいただいて、運用自体は調整しなきゃいけない。それが実態にあっているということであればね。

【座長】

今回は、このような手法でということで、お願いしたいと思います。

【事務局】

運用について、もう一度考えていくことも必要かと思います。

【委員】

ただ、この先のことも踏まえて気にするとすれば、水源林造成事業はものすごく大事な事業です。それともう一つの縛りは保安林化するということがあって、ただ単に一般民有林の森林整備だとか、計画制度マターとは次元が違うということを踏まえた場合に、それ以外の都道府県の森林整備に関する基本計画がこうあって、それに合っているんですよと、それで済むのかということ踏まえた上で検討をお願いします。

【委員】

個表について、これはお願いなんですけれども、これは書式として決まっているんですかね。例えばもっと重要な点として、施業履歴はどこにも書いてない。この林分では「このように山造りやってきましたよ」ということが、あって然るべきだと私は思います。それと同時に立地条件。一番最初の評価で例えば標高だとか、傾斜だとか平均傾斜とか、土壌とか書いてあるんですけども、一応、50年経った30年経った時の個表においても、基本的には立地条件や環境条件、施業履歴というのは、私は付けておいた方がいい

いんじゃないかと思います。様式が決まっているのであれば、それは仕方ないという部分はありますが、ある程度自由度があれば、そういったものがあれば評価はしやすいと思います。

#### 【事務局】

様式そのものは固まったものはないですが、評価の項目というのが林野公共事業の事業評価実施要領の評価の項目で①～⑦にわかれて、事業を点検するためにやるとなっています。今後の課題として、どの程度できるかなど、内部検討してみます。

#### 【委員】

個々の施業履歴については、保安林化するから、指定施業要件と同じようにやらなくてはいけないことになるので、それは当然だという理解です。問題は一番最後のところ、必要性・効率性・有効性について、農林水産省全体の政策評価の中で林野行政をあまり知らない先生方なり、評価委員がこれを見るわけで、その時にこれで分かるかという話なんです。

例えば、必要性のところ、地域の森林の管理水準の低下が危惧されるので、水源林造成事業の必要性が認められる。これで水源林造成を10/10でやりますと。しかしながら、これで必要性を訴えられるかどうか。他の森林の管理水準が低下していることと、そもそも水源林造成事業という形で、特別な枠組みで整備してきた森林なんですと、そこに向けての必要性が、これで説得力があるかどうか。

次に効率性。広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業に変更するなど、コスト削減に努めているので事業の効率が認められる。ここで言っている効率性をこれで説明しきっているかな、ということですよね。効率性を追求したことで、そもそもの機能と役割が崩れては効率性ではないし、全体の効率性ということと関わってくると、やはり非常に難しい評価になってしまいますよね。ここで一番求められているのは、B/Cなので、これはB/C論ではこうなっていて、きちっとやっていますよ、というふうに一旦触れる。林野マニュアルを見て下さい。ここで言っている効率性というのはB/Cであり、それはマニュアル通りに計算しなければいけない世界で、効率性をまずは大丈夫ですと。その上で新しい取扱いの方法として、ただ単に人工林ではなくて、水源林という新しいいろいろな作用を踏まえて、できるだけ針広混交林が相応しいんだということが出ていて、この地域のここについては、これは一つ一つの個表だから、そこまできちっと触れてやることは大事ですよ。一つ一つ全部作っているわけだから、同じようなフレーズじゃなくて、個表らしいことをしっかり触れていくことをしないといけない。

有効性も気になっています。“概ね順調”。水土保持機能を十分発揮しているので、有効性が認められると。ここで有効性というのは何を書きなさいと言っているのかというのは、改めてマニュアルを見たらうと、有効性の中身はむしろ、配慮事項のところ

に組み込まれている。しかし、ここでの有効性は必須のところの有効性を本当は書かなきゃいけない。だからここは書きぶりは個表ごとに変えていいということになる。有効になっているかどうか、事業としての有効性。

#### 【委員】

必要性・効率性・有効性というのは個表も似ているんですね。似ているので、いいのかという気がして。そうするとここを判断するにはその前の概要目的から始まる部分が、ある程度個性的なものでなければいけないと。それぞれ独自の書きぶりでなければ、最後の評価結果及び事業の方針が出てこないんじゃないかという気がするんですが。そうすると、前の方の目的だとか、概要が変わっていればもちろん違うんですが、ほぼ同じような書きぶりになっている。最後のところもこのような形で、似たような表現になっている。ここからは流域の個性が見えてこないですよ。

#### 【委員】

対象地域についてはある程度、似たようなことにはなるんですよ。3つの年代があるわけで、若いのと中間と伐る時期、その地域によっては同じようなフレーズであっても仕方ないと思うんですが、それを踏まえつつ現在で評価しなければならない。期中評価ですからね。途中のところで評価したときに、この事業の継続の必要性、効率性、有効性というのをきちんと整理した方がよいと思います。

#### 【委員】

基本的には10年、30年、50年というところの書きぶりは似てるから同じでいいだろうけど、地域ごとでも書きぶりが似てる。施業の観点から言うならば、もっともっと個性が出てもいいのかなと。例えば、多雨地域と少雨地域では全然施業内容が違うわけです。地域特性がほとんど出ないままの書きぶりのような気がして、それであれば、評価結果というのも特徴が出ないんじゃないかなという気はします。

#### 【座長】

概要を見て、地域によって、あるいは年代によって、書きぶりを変えることも考えていくと。それによって最終的な意見、方針というものも若干変わってくるんじゃないかなと思います。

#### 【事務局】

必要性においても水源涵養機能を発揮するという観点で必要な事業であると、当然書き込まなくてはならないと思いますし、効率性のところは少なくともB/Cは記入する。あと地域性も難しいところはあると思いますが、考えてみたいと思います。

**【委員】**

有効性のところに特徴のある施業を書き込めば説得力は出てきますよね。それと効率性も、“目指す”ではなく、事実としてB/Cを出して、効率性を実現しているということを明確に言う必要があると思います。

**【研究所】**

10～29年経過分が「今後、針広混交林化を目指す」という表現になっています。確かにどの流域も同じようになっています。これは、事業コストの縮減等の可能性のところに、雪が多い地帯だとか干害を受ける地帯だとか、そういうことを書き分けているのですが、地域による書き分けと3つの林齢界の書き分けのマトリックスになっていますので、結果的に同じような形になっています。そこの書きぶりを工夫してみるということでしょうか。

**【座長】**

評価そのものの書きぶりのところを少し、事務局と変えていくということでどうでしょうか？

**【委員】**

みんなきちんとやっていることは知っていますから。第三者にわかりやすくなるように記述するという話です。

**【事務局】**

先ほどのご意見を踏まえて、もう少し工夫してみたいと思います。

**【研究所】**

「雪害等によって、広葉樹林化した一部の林分について・・・」と書いてありますが、⑥に流域によっては干害が起きているとか、いろいろな書き方をしているので、これはちょっと書きかえる検討をしてみるということでしょうか。

**【委員】**

シカ害などもあるのではないか。

**【委員】**

もう一つ。期中の評価の場合の大事なところは、諸条件、諸要素の変化がどうなっているのか、ここがポイントなんです。そうすると、個表でいうとさまざまな情勢の変化のところ。これもやっぱり、このように変化したんだけど、水源林造成事業がないともっと大変になると。例えば、水源林造成事業が支えているんだと。そういう書きぶ

りが必要と思います。

**【座 長】**

私もある地域で水源林造成事業をやることによって、とにかく地域がよくなったという事例をよく聞いています。そういう書きぶりにもっていくことが非常に重要だと思います。この辺の書きぶりを変えることをよろしくお願いします。

**【事務局】**

例えば、それぞれの流域毎の水源林造成事業の特徴というものですかね。それこそ、本当に水源林が復活したということと地域の雇用に役に立つということを追加するなど工夫してみたい。

**【座 長】**

地域に貢献しているということは間違いないと思いますので。その部分をそれぞれの地域ごとに書いていくということも必要だと思います。

事務局で調整させていただきます。

(休憩)

**【座 長】**

それでは、再開したいと思います。次は事前評価ですね。事務局の方から説明宜しくお願い致します。

**【事務局】**

(「資料7-1 事前評価対象地一覧」、「資料7-2 事業実施地区別資料」、「資料7-3 費用対効果分析事例・便益集計表」について説明)

**【座 長】**

それでは、事前評価個表における第三者意見の記述も含めて、ただいまの説明に関してご質問ご意見等をお願いします。

**【委 員】**

必須事項の中で自然と共生する環境創造型事業とありますね。これはどういうものなのか教えてください。303箇所新規になっているんですが、基本的にはどれもチェックリストによって判断されて、いいですねという事になったのでしょうか、この決定までの経緯、誰が申請して誰がチェックして誰がこれでやりましょうと、例えば303箇所あるんですけど実は350あって四十何個は落ちたとかですね、そういうことがあるのか

も含めて、教えていただきたい。その2点ですね。

【事務局】

まず1点目。自然と共生する環境創造型事業ですが、これはチェックリストを作った際に、林野公共事業が環境と調和する事業であるということで一度分析をしまして、その中に含まれるのかどうかという事をやりました。ですので、その時にこういう項目を作って、チェックするという形になってはいますが、基本的に森林を造成することによって環境が作られるということで、その当時、環境創造型事業に森林整備が全部該当するという整理になったと記憶しています。

【事務局】

事前評価の箇所の選定の経緯等ですが、ここ2年間見合わせしていましたが、まずその状況から説明します。事前評価をしたら契約して植栽していくこととなりますが、3年前は事前評価を毎年4,000ha程度ずつやってきた経緯がありまして、前から評価して残っていたところがあったものですから、見合わせをしなければいけないということで2年間見合わせをしていました。自然体でどのくらいあるかを各局に問い合わせれば万単位のオーダーで無立木地や散生地の実業適地が出てくるとは思いますが、今の状況というのは、自然体でどんどん出して、それについて評価して、どんどん事業をやっていくというような状況にはありません。予算の状況をみながら調整をしていくのが実態です。通常分と補正と合わせて4,000ha程度新植をやっていくという予算を組んでおりまして、その中で上がってきたのが今の数字ということになります。今のような話の中で、次年度向けに事業が実際にできるかどうかという話もあるものですから、そういう点を含めて必要性の観点から数字については4,000haという数字の中で選ばれたというのが今回の303件になります。

【座長】

ありがとうございます。

【委員】

補足をしますと、昭和29年に保安林整備のための特別措置法で10年刻みで延長しながら我が国として保安林はこれぐらい必要なんだという、それを設定をしてきました。その法律はもう終えています。しかしながら、保安林整備については、まだ国として責任ある部分ですから、これについてはこれぐらい作っていくというのを森林・林業基本計画の中でもきちんと議論するという事になっています。それが元々の背景にあって、今現在ですと大体1,202万haぐらいですかね、保安林全体で。それぐらい整備されていますが、圧倒的部分は、水源かん養保安林ですし、国有林をそれに充てざるを得ないという実情ですよ。しかし、保安林の整備については、やはり民有林においても必要な

んだという見通しがあるわけです。水源林造成事業については、それを拠り所にしつつ、国の必要性に基づいて実施するということが非常に大事な部分です。

**【委員】**

そうすると基本的には予算があって、その予算付けによっても年によって全然変わってくるということですね。

**【事務局】**

そうですね、事前評価をやると、事前評価について申し入れた地元の方は当然契約もしてもらって、じきに植えてもらえるだろうという話になるので、そういう状態を作ってしまうと予算のない中で空手形をきるような形になってしまうので、それを避けなければいけないという認識で調整しています。

**【研究所】**

水源林造成事業のパンフレットの7ページに事業の要望から契約までのプロセスがございいます。土地所有者からセンターに対して、こういうことでできるかどうかという要望が上がってきて、要望は日常、各水源林事務所が把握していますが、その中で条件が合うところについてはこの先に進んでいって、本日この④の事前評価までできています。ですので、要望を日常聞いている中で条件に合って優先順位を早くすべきところを順番に選んできているという形になっているということです。

**【委員】**

はい分かりました。どうもありがとうございます。

**【座長】**

他にご意見ありますでしょうか。

**【委員】**

粗悪林相地は火災被害地とあるんですが、無立木地についてはどういった理由があるんですか。所有者が更新できなかったという箇所でもいいですか。

**【事務局】**

無立木地は、高木性の樹種の占める割合が3割以下ぐらいということで判断しています。ただ、伐採してすぐの跡地については、森林法に基づき、伐採したら植えるということが基本ですので、伐採してすぐの場所でこの事業を実施するということはありません。結果的に10年ぐらい放置されて、無立木地状態になってしまっていて、市町村等の地元からどうしてもやってほしいというところがあります。

【委員】

市町村有林が10年間植えずに放っておくというのは個別に結構あるんですか。

【事務局】

かなり前に集落で管理していた山があって、それが薪炭林として切り尽くされて粗悪林相地になってしまったというのは市町村有林の中にあります。それと、市町村有林で採草放牧地ですとか、元々無立木地状態で持っていた山があります。

【委員】

市町村有の中には多いんですよ。ほったらかし山が。それはやっぱり歴史的な経緯があって、元々市町村有という山ではなくて集落とか旧村の山なものですから、そうすると今のような経済情勢になると、みんなやっぱり山にお金をつぎ込もうっていうことにはならないんです。それが、市町村有ということになっています。

そこで、質問ですが、今回の事例でも何点かありますけど、地域の共有山がありますね。今回ここで出された共有山のケースでこれはどういう共有で、きちんと権利関係がはっきりしているかどうか、要するに造林をして整備もしたけれども、伐期を迎えて4割の収益を得てもそれが配分ができない、あるいは受け取れないということで、宙に浮いた分収というのは結構あるので、これは本当にきちっと共有でこういうふうになっていますという確認ができていくかどうかですね、ここを教えてください。

【事務局】

基本的には5人以上の共有の箇所については任意組合の設立を相手方をお願いしていますので、その中で代表者を決めて主伐または間伐の分収のときに揉め事がないようにしていくのが契約段階でのやり方です。その後、何年か毎に相続があつたりしますので、定期的に契約相手方と接触を図りながら、契約事項を確認していく作業をしています。

【委員】

例えばこの田辺の場合ですと、任意組合を作らせてここの共有者と任意組合の間での契約をきちっと取り交わすよう指導をしたということですね。

【事務局】

その上で事前評価の対象となったということです。

【委員】

そこが非常に大事なところになりますので、一見市町村有になっていますけれども、実際には権利関係は集落だとか記名共有団体に全面的に権限がある、そういうところも

たくさんあるんです。だから、そこはやっぱりきちんとやっていただきたいと思います。

**【事務局】**

土地所有者の管理を含めて、きちんとやっていきたいと思います。

**【研究所】**

契約期間が長いものですから、権利関係の問題というのが本当に重要なことだと思っています。ここはきちっとやっていくようにします。

**【座 長】**

他に何かございますでしょうか。

**【委 員】**

それと、もうひとつ気になるのは、契約相手側が町でも所有者でも事業者として森林組合が入ってきます。森林組合についての評価、これはやっぱり独自にこの先センターは持っておく必要があるかもしれませんね。森林組合も含めた林業事業体の登録評価制度を各県で設けていますが、そういうことも含めて事業をきちんとやっていける者かどうかということに対する厳しい目というのが必要であり、センター独自の基準を作ってもいいかなと私は思っています。

**【委 員】**

事業体の評価をきちんとできることが、安定して事業を実施できる事業体を選ぶということになります。

**【事務局】**

都道府県で林業事業体の登録評価の仕組みが整備されてきておりますので、水源林造成事業の側からも林業事業体に対して都道府県への登録を呼びかけるほか、森林作業道オペレーター研修の受講を勧めるなど、現場で指導していく必要があると思います。

**【座 長】**

他にご意見ございますでしょうか。

**【委 員】**

先程の話に少し戻りますが、事業の決定の仕方について、予算が付けばそれだけやりましようというのと、予算は付いたけれども厳しくチェックしますよというのは違うと思うんです。その辺がどうなのかというのが今日の説明の中でよく分からなかったということなんです。

【委員】

私が言うのも変なんですけども、予算のこともあるんですが、基本的にはこの事業のルーツは官行造林事業です。それは国家が民有林を見たときにこのままの状態では国土保全上も、あるいは周辺の産業上も大変に困る、そういう状況になっています、そういうところについては国が積極的に、営林監督制度の中で監督をしますよという、これが出発です。そして、その思想が依然としてあるということです。だから保安林というものを国が積極的に整備することで国土保全、森林の産業としての基盤、周辺の産業もきちんと造っていくという思想です。

【委員】

今言われる内容はよく分かりますが、それはそれとして、認定するチェックの方法はきちんとあるべきではないかと思います。きちんとしたチェックの管理の下で、申請の内容をよく検討した上で、だからここはどうしても必要なんだと、それはもう国土保全上問題になる可能性があるからここはきちんとやらなければだめだと、説得力があるものであればそれでいいと思うし、そうあるべきだと思うのです。

【委員】

制度としては説得力があるんですね。たまたま今日はそうでない側面で答えが出たのでそうなんですけど、やはりひとつは保安林ということですよ。保安林というのは行政処分行為の一形態ですから、してはいけない行為が明確ですから、そういう意味で申請があれば全部認定するとかそういうものでは基本はないということです。

【委員】

そうだと思います。ですから水源林造成事業も出てきたもの全てが良しというわけではなく、チェック機能がきちんと果たされているかどうかというところなんです。きちんとチェックした上で、科学的なまさにサイエンスをもう少し評価の中に溶け込ませる必要があると思うわけです。

【委員】

それは今の点と関わるんですけど、先程、関連事業という話で、やっぱり水源林造成で特殊化した事業として、しかも保安林化しますから、他の森林法上の森林計画制度に基づく森林整備事業とは異なる側面を持つんですよ。

【事務局】

補足させていただきます。必須要件をクリアした箇所についてどれだけ選んだかという観点で説明させていただいたつもりだったのですが、そこをあまり言ってい

なかったもので、予算に応じて聞こえてしまったかもしれません。パンフレットの6ページ、事業のプロセスというのを見ていただきたいのですが、事業の申込みには次の要件が必要になるということで、「(1) 対象地は①及び②の両方のに該当する土地です。」と。まずこれが基本的な要件でセンターの業務方法書で規定されている要件です。まずこれをクリアしていることが要件です。その下に(2)で書いてあるんですが「平成20年度以降の新規契約では、(1)の要件に該当する土地のうち、「位置」に関する要件のいずれか1つを満たし、かつ「施業方法」に関するすべての要件を前提として契約できるものに限られます。」という事で、おっしゃるように上の1番だけだと保安林がかかっていたり、木がないというような事を満たすとクリアするわけなんですけど、重点化ということでさらに要件をかけてきたという経緯があります。「位置」ですと、いずれかのところに該当するということで、2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域、ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流域、過去に渇水等が発生した市町村の上流域、まずこういうところに重点化しています。施業方法については、以前であれば、ある面積の部分を単純に人工林化して最後に皆伐して伐ってしまうというやり方だったわけですが、長期にわたって公益的機能を発揮させる観点から、契約時において広葉樹の現地の植生を活かした長伐期、80年が標準になっていますけど、そういった針広混交林施業でないとやりませんということや、将来の主伐は一気に伐るのでなくて小面積分散伐採を実施しますということについて、約束いただけるところについて選んでいるという状況です。必須要件については、今言ったようなものを全てクリアしたものであるということになっておりまして、それがクリアできないと上がってこないことになっています。要望としてやってくれというのは多々ありましたが、ここに引っかからないものは落としているという形になります。よろしくお願いいたします。

#### 【委員】

はい、分かりました。どうもありがとうございます。私もちょっと勘違いしていたようです。

#### 【座長】

おそらく評価の方でそのようなものが入ったら、より理解できやすいということもあると思うので、そのへんを考慮した形で個表を書いたらよいと思いますね。

#### 【事務局】

基本的には事業の必要な箇所、無立木地などがあって、それはどれ位あるかっていうのは無立木地の面積で分かります。その対象地に対して、我々の仕事は予算の範囲内でやるというのが基本ですので、予算の範囲内で毎年計画的に必要な量をこなせるように組むというのが前提となります。たまたま足りない部分を補足するという形に見えますけれども、本来であれば一定程度の予算の範囲内の事前評価というのは毎年継続していく。

さらにそれをチェックするにあたっては最低限必要な保安林であるなどといった要件をチェックします。事業採択した箇所としなかった箇所があれば、その線引きは何なのかというのは、明確に整理し、説明できるように準備しておく必要があると思いました。

【委員】

ありがとうございます。

【座長】

第三者委員会の意見の記述内容については、個表そのものを修正して公表することで対応させていただくことでよろしいでしょうか。特色を入れるということですね。

【事務局】

井上先生とご相談した上で、修正案を作成したいと思います。

【座長】

一任させていただければと思います。宜しくお願いします。

「一任」の声

【座長】

それでは以上で議事を終了したいと思います。これで座長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【委員】

座長、いいですか。予算があるなら現地を一度見せてもらったうえで検討するほうが有益な議論になるのではないかと思います。事業評価書を字面だけ読んで理解できないこともないですが、ご検討いただければと思います。

【座長】

検討させていただきたいと思います。

それでは皆さん、ご協力にありがとうございました。

【事務局】

事務局から連絡です。今日の資料はホームページで公開になります。ご意見の概要につきましても同様です。また、議事録についても、後日、先生方にご確認していただいたうえで、ホームページで公開になります。事務局の方からは以上でございます。長時間ありがとうございました。